



2023年5月10日

各位

本社所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番5号  
会社名 株式会社 出前館  
代表者名 代表取締役社長 藤井 英雄  
(コード番号:2484 東京証券取引所 スタンダード)  
問合せ先 財務経理グループ  
TEL: 050-5445-5390  
URL: <https://corporate.demae-can.co.jp/>

### 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日、会社法第370条及び当社定款第24条に基づき、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行(以下、「本新株発行」という。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 譲渡制限付株式報酬を発行する背景

当社グループは、「デリバリーの日常化」を実現すべく、「出前館」の拡大に向けた取り組みを継続的に行ってきた結果、フードデリバリーは幅広い世代に利用されるようになりました。当社グループは引き続き多くのユーザー・配達員・加盟店から「選ばれるプラットフォーム」となるために日々ユーザー体験の向上を目指し、日本のライフインフラとしてサービスをさらに進化させてまいります。また、当社のコーポレートミッションである「テクノロジーで時間価値を高める」に基づき、ご利用頂いた皆様に対して、当社のビジョンである「地域の人々の幸せをつなぐライフインフラ」をテクノロジーの力で実現していきたいと考えています。これからも激しい時代の変化にいち早く対応し、No. 1 デリバリー企業を目指すことで更なる企業価値及び株主価値の向上に努めていきます。

当社グループは、株主の皆様と役職員の利益を一つにするだけではなく、将来的な企業価値及び株主価値の向上に対する役職員一人ひとりの当事者意識をこれまで以上に高めることが期待できるとの考えの下、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入しております。

当社は、報酬委員会を設置しており、報酬委員会は構成員の過半数は社外取締役で構成され、独立した見地より、取締役報酬制度に関する審議及び提言を行い、その活動を通じて、当社の経営体制、報酬制度の透明性及び公正性の構築と継続に資することを目的としております。本制度は、報酬委員会における継続的な議論の結果、短期的な利益水準に捉われることなく、中長期的かつ継続的な企業価値及び株主価値の最大化に向けたインセンティブを付与することが必要であるとの結論に至り、導入されたものであり、本新株発行は、報酬委員会における継続的な議論を踏まえて、本制度に基づき、当社の役職員に対して、株式報酬を付与することを目的として行われるものです。

本制度に基づく株式報酬は、より株主の皆様と利害を共有し株価上昇にインセンティブ性を働かせることが期待できる譲渡制限付株式報酬となります。終期の異なる譲渡制限期間を設けた譲渡制限付株式を組み合わせ、段階的に譲渡制限を解除することで、短期的な株価上昇に終始することなく、長期的な企業価値の向上を見据えた大胆な

挑戦を後押しし、既存の優秀な人材のリテンションと今後の人材獲得におけるインセンティブとして機能することを期待しております。さらに、中長期的かつ継続的な株主価値向上に対して強いコミットメントが求められる当社の経営層に割り当てる譲渡制限付株式の一部については、業績連動条件を付すこととしております。

## 2. 発行の概要

(1) 払込期日	2023年6月22日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 666,000株
(3) 発行価額	1株につき414円
(4) 発行総額	275,724,000円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割当てる株式の数(予定)	当社の取締役(※1) 2名 300,000株 当社の使用人 38名 366,000株 ※1 社外取締役を除く。
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

## 3. 発行の目的及び理由

当社は、2021年11月29日開催の当社第22期定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、本制度を導入すること並びに本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額500,000千円以内として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は500,000株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を1年以上で当社取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会により、2023年6月22日～2026年11月30日のうち一定期間にかかる譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役2名及び当社の使用人38名(以下、総称して「割当対象者」という。)に対し、金銭報酬債権を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、以下の内容を含む割当契約を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、本制度における譲渡制限付株式は、①対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式については、一定期間継続して当社又は当社子会社において一定の役職を務めることを条件として、また、当社の一部の使用人に割り当てる譲渡制限付株式については、一定期間継続して当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)において一定の役職を務めることを条件として、譲渡制限を解除する株式の数が決定される勤務継続条件及び業績連動条件が付された複数種類の譲渡制限付株式を組み合わせたもの(以下、「譲渡制限付株式Ⅰ」という。)、②当社の一部の使用人に割り当てる譲渡制限付株式については、一定期間継続して当社又は当社関係会社において一定の役職を務めることを条件として譲渡制限を解除する株式の数が決定される勤務継続条件のみが付された譲渡制限付株式(以下、「譲渡制限付株式Ⅱ」とい

う。)の2種類であります。譲渡制限を解除する株式の数は割当対象者ごとに譲渡制限付株式割当契約において定めます。

譲渡制限付株式の種類毎の割当対象者及び支給する金銭報酬債権額等は下表の通りです。

譲渡制限付株式の種類	割当対象者	金銭報酬債権額	株式数
譲渡制限付株式Ⅰ	対象取締役及び一部の使用人	232,875,000円	562,500株
譲渡制限付株式Ⅱ	当社の使用人	42,849,000円	103,500株

#### 4. 割当契約の概要

##### I. 譲渡制限付株式Ⅰ

###### ① 譲渡制限期間

下表に定める譲渡制限期間において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、割り当てられた譲渡制限付株式Ⅰにおいて、本譲渡制限期間Ⅰ-A-①にかかる株式を「本割当株式Ⅰ-A-①」、本譲渡制限期間Ⅰ-A-②にかかる株式を「本割当株式Ⅰ-A-②」、本譲渡制限期間Ⅰ-Bにかかる株式を「本割当株式Ⅰ-B」、本譲渡制限期間Ⅰ-C-①にかかる株式を「本割当株式Ⅰ-C-①」、本譲渡制限期間Ⅰ-C-②にかかる株式を「本割当株式Ⅰ-C-②」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません(以下、「譲渡制限」という。)

譲渡制限付株式Ⅰの種類	譲渡制限期間	金銭報酬債権額	株式数
譲渡制限付株式Ⅰ-A-①	2023年6月22日～2025年11月30日 (以下、「本譲渡制限期間Ⅰ-A-①」という。)	58,218,750円	140,625株
譲渡制限付株式Ⅰ-A-②	2023年6月22日～2026年11月30日 (以下、「本譲渡制限期間Ⅰ-A-②」という。)	58,218,750円	140,625株
譲渡制限付株式Ⅰ-B	2023年6月22日～2025年11月30日 (以下、「本譲渡制限期間Ⅰ-B」という。)	46,575,000円	112,500株
譲渡制限付株式Ⅰ-C-①	2023年6月22日～2025年8月31日 (以下、「本譲渡制限期間Ⅰ-C-①」という。)	34,931,250円	84,375株
譲渡制限付株式Ⅰ-C-②	2023年6月22日～2026年8月31日 (以下、「本譲渡制限期間Ⅰ-C-②」という。)	34,931,250円	84,375株

###### ② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式Ⅰの割当対象者が、本譲渡制限期間Ⅰ-A-①、Ⅰ-A-②、Ⅰ-B、Ⅰ-C-①又はⅠ-C-②が満了する前に、所定の地位(対象取締役及び当社の使用人については当社及び当社関係会社の取締役及び使用人のいずれの地位を意味する。以下「本件地位」という。)から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅰ-A-①、Ⅰ-A-②、Ⅰ-B、Ⅰ-C-①又はⅠ-C-②を、当該退任又は退職の時点をもって、それぞれ当然に無償で取得するものとしたします。

また、本割当株式Ⅰ-A-①、Ⅰ-A-②、Ⅰ-B、Ⅰ-C-①又はⅠ-C-②のうち、本譲渡制限期間Ⅰ-A-①、Ⅰ-A-②、Ⅰ-B、Ⅰ-C-①又はⅠ-C-②が満了した時点において、下記③「譲渡制限の解除」の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、それぞれ当該譲渡制限期間が満了した時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとしたします。

### ③ 譲渡制限の解除

#### (A) 本割当株式 I-A-①、I-A-②について

当社は、本割当株式 I-A-①又は I-A-②の割当対象者が、本譲渡制限期間 I-A-①又は I-A-②において継続して本件地位にあったこと、及び I-A-①については当社第 26 期事業年度(2024 年 9 月 1 日～2025 年 8 月 31 日)、I-A-②については当社第 27 期事業年度(2025 年 9 月 1 日～2026 年 8 月 31 日)における通期連結売上高の目標をそれぞれ 500 億円として当該目標の達成を条件として、それぞれ本譲渡制限期間 I-A-①又は I-A-②の各期間が満了した時点をもって、当該目標の達成度合いに応じた譲渡制限解除率を当該割当対象者の保有する本割当株式 I-A-①又は I-A-②に乗じた数(ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り下げるものとする。)の株式数について、譲渡制限を解除いたします。

#### 【譲渡制限解除率】

通期連結売上高の目標達成率を譲渡制限解除率(ただし、計算の結果、100%を超える場合には 100%とします。)といたします。

#### (B) 本割当株式 I-B について

当社は、本割当株式 I-B の割当対象者が、本譲渡制限期間 I-B において継続して本件地位にあったこと、及び当社第 26 期事業年度(2024 年 9 月 1 日～2025 年 8 月 31 日)において連結営業利益が黒字であることを条件として、2025 年 11 月 30 日をもって、当該時点において当該割当対象者が保有する本割当株式 I-B の全部について、その譲渡制限を解除いたします。

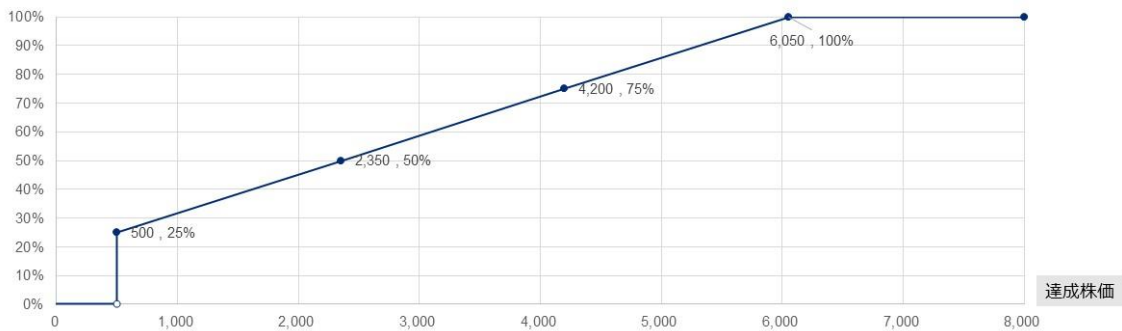
#### (C) 本割当株式 I-C-①、I-C-②について

当社は、本割当株式 I-C-①又は I-C-②の割当対象者が、本譲渡制限期間 I-C-①又は I-C-②において継続して本件地位にあったことを条件として、それぞれ本譲渡制限期間 I-C-①又は I-C-②の各期間が満了した時点をもって、当社取締役会において定めた株価目標の達成度に応じた下記の譲渡制限解除率を当該割当対象者の保有する本割当株式 I-C-①又は I-C-②に乗じた数(ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り下げるものとする。)の株式数について、その譲渡制限を解除いたします。

#### 【譲渡制限解除率】

本譲渡制限期間 I-C-①又は I-C-②の各期間中の最終事業年度開始日から最終事業年度満了日 1 ヶ月前の 7 月 31 日までの期間において、東京証券取引所における連続した 10 営業日の当社普通株式の各終値を平均化した場合の最も高い値(以下、「達成株価」という。)に応じて下表のとおり譲渡制限解除率が変動するものといたします。なお、当社が、合併、募集株式の発行、株式分割又は株式併合等を行うことにより達成株価を調整することが適切と判断した場合は、当社は合理的な範囲で必要と認める調整を行うものといたします。

#### 譲渡制限解除率



※譲渡制限解除率の算出方法：

$$(\text{達成株価} - 500) \div 7,400 + 0.25$$

※ただし、達成株価が500円未満のときの譲渡制限解除率は0%とし、達成株価が6,050円以上のときの譲渡制限解除率は100%といたします。

上記の各解除条件にかかわらず、譲渡制限付株式Ⅰの割当対象者が、本譲渡制限期間Ⅰ-A-①、Ⅰ-A-②、Ⅰ-B、Ⅰ-C-①又はⅠ-C-②が満了する前に、当社取締役会が正当と認める理由により、本件地位から退任又は退職した場合であって、当社取締役会が正当と認めたときは、譲渡制限を解除する本割当株式Ⅰ-A-①、Ⅰ-A-②、Ⅰ-B、Ⅰ-C-①又はⅠ-C-②の数及び譲渡制限を解除する時期を、それぞれ合理的に調整することができるものといたします。

#### ④ 株式の管理に関する定め

譲渡制限付株式Ⅰの割当対象者は、SMBC 日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式Ⅰ-A-①、Ⅰ-A-②、Ⅰ-B、Ⅰ-C-①又はⅠ-C-②について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式Ⅰ-A-①、Ⅰ-A-②、Ⅰ-B、Ⅰ-C-①又はⅠ-C-②を当該口座に保管・維持するものといたします。

#### ⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間Ⅰ-A-①、Ⅰ-A-②、Ⅰ-B、Ⅰ-C-①又はⅠ-C-②において、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該承認の日において譲渡制限付株式Ⅰの割当対象者が保有する本割当株式Ⅰ-A-①、Ⅰ-A-②、Ⅰ-B、Ⅰ-C-①又はⅠ-C-②のそれぞれ全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができるものといたします。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点（上記の定めに基づく譲渡制限の解除をしない場合には、当社取締役会が合理的に定める当該組織再編等の効力発生日に先立つ時点）において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰ-A-①、Ⅰ-A-②、Ⅰ-B、Ⅰ-C-①又はⅠ-C-②を当然に無償で取得することができるものといたします。

## II. 譲渡制限付株式II

### ① 譲渡制限期間

下表に定める譲渡制限期間において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、割り当てられた譲渡制限付株式IIにおいて、本譲渡制限期間II-Aにかかる株式を「本割当株式II-A」、本譲渡制限期間II-Bにかかる株式を「本割当株式II-B」という。)につき、譲渡制限が設定されます。

譲渡制限付株式IIの種類	譲渡制限期間	金銭報酬債権額	株式数
譲渡制限付株式II-A	2023年6月22日～2025年8月31日 (以下、「本譲渡制限期間II-A」という。)	21,424,500円	51,750株
譲渡制限付株式II-B	2023年6月22日～2026年8月31日 (以下、「本譲渡制限期間II-B」という。)	21,424,500円	51,750株

### ② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式IIの割当対象者が、本譲渡制限期間II-A又はII-Bが満了する前に本件地位から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式II-A又はII-Bを、当該退任又は退職の時点をもって、それぞれ当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式II-A又はII-Bのうち、本譲渡制限期間II-A又はII-Bが満了した時点において、下記③「譲渡制限の解除」の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、それぞれ当該譲渡制限期間が満了した時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

### ③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式IIの割当対象者が、本譲渡制限期間II-A又はII-Bにおいて、継続して本件地位にあったことを条件として、それぞれ本譲渡制限期間II-A又はII-Bの各期間が満了した時点をもって、当該時点において当該割当対象者が保有する本割当株式II-A又はII-Bの全部について、その譲渡制限を解除いたします。ただし、譲渡制限付株式IIの割当対象者が、本譲渡制限期間II-A又はII-Bが満了する前に、当社取締役会が正当と認める理由により、本件地位から退任又は退職した場合であって、譲渡制限を解除する本割当株式II-A又はII-Bの数及び譲渡制限を解除する時期を、それぞれ合理的に調整することができるものといたします。

### ④ 株式の管理に関する定め

譲渡制限付株式IIの割当対象者は、SMBC日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式II-A又はII-Bについて記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式II-A又はII-Bを当該口座に保管・維持するものといたします。

### ⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間II-A又はII-B中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該承認の日において譲渡制限付株式IIの割当対象者が保有する本割当株式II-A又はII-Bのそれぞれ全部につき、当該組織再編等の効力発生日

に先立ち、譲渡制限を解除することができるものといたします。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点(上記の定めに基づく譲渡制限の解除をしない場合には、当社取締役会が合理的に定める当該組織再編等の効力発生日に先立つ時点)において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱ-A又はⅡ-Bを当然に無償で取得することができるものといたします。

#### 5. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(2023年5月9日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である414円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上